

平成20年度
大学病院連携型高度医療人養成推進事業
Q & A

平成20年3月

文 部 科 学 省
高等教育局医学教育課

目 次

1. 申請の要件等

- Q1 他大学病院と連携しなくては申請できないのか。
- Q2 関連医療機関等と連携しなくては申請できないのか。
- Q3 申請可能件数は各大学1件となっているが、他のプログラムに参画することはできないのか。
- Q4 単一の大学病院が多数のプログラムに参画することは可能か。
- Q5 同一大学の複数の大学病院（分院）のみが共同して行うプログラムを申請することはできるのか。
- Q6 今後、設置が予定されている診療科をコースに含めることは可能か。
- Q7 専門分野として申請するための要件があるのか。
- Q8 他の補助金等による経費措置を受けている事業あるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している事業と同一又は類似の事業を申請することは可能か。

2. 申請書作成・記入要領

（全般）

- Q9 様式の改変はできないのか。
- Q10 申請書の記入において、字数制限が設けられている箇所があるが、必要な要素を具体的に全て書き込むと字数が大幅に足りなくなってしまう。内容までは詳しく書かずにプログラム名と簡単な内容だけを記載すればよいのか。
- Q11 参考資料は添付できないのか。
- Q12 申請書の様式のうち、記入欄が足りない場合は、適宜追加してもよいのか。
- Q13 選定にあたって申請額が低い方が有利なのか。また、財政支援期間が短い方が有利なのか。さらに、自己負担額が多い方が有利なのか。

（様式1）

- Q14 「プログラムの名称」の副題（サブタイトル）に字数制限はあるか。
- Q15 「事業責任者」は非常勤の教員でも構わないか。

（様式2）

- Q16 各大学病院にキャリア形成支援を行う部門を設置する必要があるのか。
- Q17 キャリア形成支援を行う部門とは、どのような役割を想定しているのか。
- Q18 コーディネータは各大学病院に配置する必要があるのか。
- Q19 コーディネータは、どのような役割を想定しているのか。
- Q20 コーディネータは、専任でなければいけないのか。
- Q21 専門研修医に対し、指導しなければならない共通の項目や経験症例数等の基準はあるのか。
- Q22 大学院生が研修に参加することは可能か。
- Q23 プログラムの成果として「地域医療への貢献」とあるが、地域医療機関に医師を派遣することか。

Q24 本事業は、専門研修の取組を対象としているのに、卒前教育から生涯教育の一貫した医師キャリア形成システムを計画するのか。

(様式3)

Q25 連携する大学病院や関連医療機関等の了解を得ていない場合、申請することは可能か。

Q26 連携する関連医療機関等は他大学病院と重複しても構わないか。

Q27 「教育組織名」とはどのような組織をいうのか

Q28 申請時に登録していない関連医療機関等は、今後、本プログラムに参画することはできないのか。

Q29 全ての関連医療機関等を記載するのか。

(様式4)

Q30 各コースの受入数はどれぐらいの数を想定しているのか。

Q31 「がんプロフェッショナル養成プラン」に参加している者を、本プログラムのコースの受入数に含むことは可能か。

Q32 同じ診療科が異なる専門分野で複数のコースを設定することは可能か。

Q33 各診療科において申請する専門分野は、一定の分野に細分化されたものでなければならないのか。例えば、「消化器外科全般」といった形では設定できないのか。

Q34 申請時に設定していなかったコースを申請（選定）後にプログラムの中に追加することは可能か。

Q35 すべての診療科において、コースを設定しなければいけないのか。

Q36 プログラムとしては大学病院間で連携をするが、コースによっては大学病院間で連携をしなくても構わないか。また、その場合はプログラムとして申請しなくてもよいのか。

Q37 地域医療・総合診療等の地域医療への貢献が期待される専門医等を養成するコースを設定した場合、その専門医等の明確な制度が確立されていないため、研修内容が研修期間中に変動する可能性があるが内容の変更は可能か。

Q38 専門研修医が研修途中でコースの変更を行うことは可能であるのか。

Q39 循環する医療機関の順番は、状況に応じて変更することは可能か。

Q40 研修先での研修期間は、状況に応じて変更することは可能か。

Q41 専門研修はどの程度の期間を想定しているのか。

Q42 当初計画していた研修期間を延長しても構わないのか。

(様式6)

Q43 補助事業として実際にプログラムを開始できるのはいつからか。

(様式7)

Q44 巡回する指導医に手当を支給することは可能か。

- Q45 関連医療機関等で研修する場合に、研修環境整備を当該機関に支払うことは可能か。
- Q46 当該大学病院で研修する専門研修医に対して指導する指導医に手当を支給することは可能か。
- Q47 事業全体の財政支援期間は決まっているのか。
- Q48 補助金基準額は事業の実施体制により調整されるとのことだが、どのような基準により調整されるのか。
- Q49 申請時に予定していなかった組織改編等を行った場合は、補助金の受給は継続されるのか。

3. その他

- Q50 プログラムとコースの違いは何か。
- Q51 評価はどのように行うのか。
- Q52 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。
- Q53 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいか。

1. 申請の要件等

Q1 他大学病院と連携しなくては申請できないのか。

A 本事業は複数の大学病院と連携して、質の高い専門医・臨床研究者を養成する取組を対象とするため、申請できません。

Q2 関連医療機関等と連携しなくては申請できないのか。

A 本事業は関連医療機関等と連携しなくても申請は可能ですが、得意分野の相互補完又は症例数の確保など、質の高い専門医・臨床研究者を養成及び各学会の専門医資格取得に必要な要件を満たすために、関連医療機関等と連携することが望まれます。

Q3 申請可能件数は各大学1件となっているが、他のプログラムに参画することはできないのか。

A 申請担当大学病院であっても、他のプログラムに参画することは可能です。ただし、申請担当大学病院が他のプログラムの申請担当大学病院として申請することはできません。

Q4 単一の大学病院が多数のプログラムに参画することは可能か。

A 多数のプログラムに参画することは可能です。ただし、1人の専門研修医は1コースにしか参加することはできません。

Q5 同一大学の複数の大学病院（分院）のみが共同して行うプログラムを申請することはできるのか。

A 同一大学の複数の大学病院のみが共同して行うプログラムは本事業の対象ではありません。他の大学の附属病院との連携が必要です。

Q6 今後、設置が予定されている診療科をコースに含めることは可能か。

A 本プログラム上の位置付けが確定していないため申請できません。

Q7 専門分野として申請するための要件があるのか。

A 公募要領の「2事業の概要（1）募集の対象」を全て満たすプログラムを申請の要件とします。

Q8 他の補助金等による経費措置を受けている事業あるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している事業と同一又は類似の事業を申請することは可能か。

A 重複を避けるため、同一又は類似の事業を申請することはできません。

2. 申請書作成・記入要領

(全般)

Q9 様式の改変はできないのか。

A 指定した様式で記入してください。項目の順番入れ替え等も認められません。

Q10 申請書の記入において、字数制限が設けられている箇所があるが、必要な要素を具体的に全て書き込むと字数が大幅に足りなくなってしまう。内容までは詳しく書かずにプログラム名と簡単な内容だけを記載すればよいか。

A 必要な要素の簡潔な表現を工夫して記載してください。

Q11 参考資料は添付できないのか。

A 指定された資料以外の参考資料は添付しないでください。

Q12 申請書の様式のうち、記入欄が足りない場合は、適宜追加してもよいか。

A 適宜追加しても構いません。

Q13 選定にあたって申請額が低い方が有利なのか。また、財政支援期間が短い方が有利なのか。さらに、自己負担額が多い方が有利なのか。

A 選定は審査要項に沿って行われてますので、これら申請額等によって影響されることはありません。

(様式1)

Q14 「プログラムの名称」の副題（サブタイトル）に字数制限はあるか。

A 字数制限はありませんが、簡潔でわかりやすいものにしてください。

Q15 「事業責任者」は非常勤の教員でも構わないか。

A 事業責任者とは、申請するプログラムにおいて中心的役割を果たしている方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方を指します。本事業の趣旨を踏まえれば、リーダーシップのとれる方であることが望まれます。

(様式2)

Q16 各大学病院にキャリア形成支援を行う部門を設置する必要があるのか。

A 各大学病院に設置することが必要です。

Q17 キャリア形成支援を行う部門とは、どのような役割を想定しているのか。

A キャリア形成支援を行う部門の役割は、プログラムの開発・研修内容の評価の実施、FD実施等が考えられますが、各大学病院の実施体制に応じた適切な役割を担う組織として設定してください。

Q18 コーディネータは各大学病院に配置する必要があるのか。

A コーディネータは、本プログラムを円滑に実施するための中心的な存在となりますので、置く必要があります。

Q19 コーディネータは、どのような役割を想定しているのか。

A コーディネータの役割は、連携する大学病院、関連医療機関等、外部の機関との連携、大学病院内のコースの連携調整等が考えられますが、各大学病院の実施体制に応じた適切な役割を設定してください。

Q20 コーディネータは、専任でなければいけないのか。

A リーダーシップのとれる立場の者であるためには専任が望まれます。

Q21 専門研修医に対し、指導しなければならない共通の項目や経験症例数等の基準はあるのか。

A 各学会が認定する専門医取得のために必要な知識・技術等を指導しなければなりません。

Q22 大学院生が研修に参加することは可能か。

A 可能です。大学院生が研修に専念できる環境の確保が望まれます。

Q23 プログラムの成果として「地域医療への貢献」とあるが、地域医療機関に医師を派遣することか。

A 「地域医療への貢献」とは、本プログラムが円滑に実施されることにより、大学病院が魅力ある場として活性化し、若手医師の大学病院離れの傾向が改善されることによって、地域の医療機関へ循環できる体制の確保や地域医療を担う医師を養成することが考えられます。

Q24 本事業は、専門研修の取組を対象としているのに、卒前教育から生涯教育の一貫した医師キャリア形成システムを計画するのか。

A 専門研修については、卒前教育から生涯教育の一貫した医師キャリア形成システムの中に位置づけられていることから、専門研修のみのプログラムを計画するだけでなく、若手医師が安心して研修に参加できるように、多様なキャリアパスを明確に示し、将来の医療を担う医師を養成することを鑑み、卒前教育から生涯教育までの長期的な医師養成の構想が重要と考えています。

(様式3・4)

Q25 連携する大学病院や関連医療機関等の了解を得ていない場合、申請することは可能か。

A 連携する全ての機関の長と了解を得ることが必要であります。了解を得ていない場合は、申請することはできません。

Q26 連携する関連医療機関等は他大学病院と重複しても構わないか。

A 重複しても構いません。

Q27 「教育組織名」とはどのような組織をいうのか

A 各大学病院には、医師を養成するために、例えば、臨床教育研修センター、卒後研修センターといった教育組織を設置していると思いますので、これらの組織名を記載してください。

Q28 申請時に登録していない関連医療機関等は、今後、本プログラムに参画することはできないのか。

A 少なくとも初年度においては、申請（選定）後に参画することはできません。

Q29 全ての関連医療機関等を記載するのか。

A 本プログラムに参画する関連医療機関等であれば、全て記載してください。

(様式5)

Q30 各コースの受入数はどれぐらいの数を想定しているのか。

A 各コースの受入数の指定は特にありませんが、専門研修医が充実した研修を受けることができるよう、大学病院において十分ご検討のうえ、受入数を設定してください。

Q31 「がんプロフェッショナル養成プラン」に参加している者を、本プログラムのコースの受入数に含むことは可能か。

A 本プログラムと「がんプロフェッショナル養成プラン」との相互の取組は可能ですが、個々の取組内容に関して明確に棲み分けることが必要であります。その上で、本プログラムのコースに受入数等を参考として記載してください。

Q32 同じ診療科が異なる専門分野で複数のコースを設定することは可能か。

A 同じ診療科内に、細かく専門分化した複数のコースを設定することは可能です。

Q33 各診療科において申請する専門分野は、一定の分野に細分化されたものでなければならないのか。例えば、「消化器外科全般」といった形では設定できないのか。

A 特に差し支えありません。専門医を目指すコースは様々であり、専門研修医がコースを選択する際に分かりやすく、かつ安心してコースに望むことができるように設定してください。

Q34 申請時に設定していなかったコースを申請（選定）後にプログラムの中に追加することは可能か。

A 少なくとも初年度においては、申請（選定）後に、プログラムにコースを追加することはできません。

Q35 すべての診療科において、コースを設定しなければいけないのか。

A できるだけ多くのコースを設定することを望みますが、専門研修医が充実した研修を受けることが重要であり、各大学病院の特徴を踏まえ、十分ご検討のうえ、コースを設定してください。

Q36 プログラムとしては大学病院間で連携をするが、コースによっては大学病院間で連携をしなくても構わないか。また、その場合はプログラムとして申請しなくてもよいのか。

A コースを見直し・検討した結果、コースの完成度が高い場合は、1大学病院内でコースを設定しても構いません。また、コースをプログラムの中に盛り込み申請しない場合は、そのコースに対して経費を執行することができません。

Q37 地域医療・総合診療等の地域医療への貢献が期待される専門医等を養成するコースを設定した場合、その専門医等の明確な制度が確立されていないため、研修内容が研修期間中に変動する可能性があるが内容の変更は可能か。

A 専門医等を取得できる内容に変更しても構いません。

Q38 専門研修医が研修途中でコースの変更を行うことは可能であるのか。

A 可能です。このため、コース変更者に対する対応方法やコース変更に対する相談を行える体制の整備などが望まれます。

Q39 循環する医療機関の順番は、状況に応じて変更することは可能か。

A 各医療機関や診療科においては、専門研修医の受入れに限度があると思いますので、状況に応じて循環する順番等の変更は可能です。当初計画から、順番等の変更に対応できる適切な体制の整備が必要です。

Q40 研修先での研修期間は、状況に応じて変更することは可能か。

A 各医療機関や診療科においては、専門研修医の受入れに限度があると思いますので、状況に応じて研修期間の変更は可能です。当初計画から、研修期間の変更に対応できる適切な体制の整備が必要です。

Q41 専門研修はどの程度の期間を想定しているのか。

A 学会が認定する専門医資格が取得できるまでの期間を想定しています。

Q42 当初計画していた研修期間を延長しても構わないのか。

A 学会が認定する専門医資格を取得するまで、当初計画していた研修期間を延長しても構いませんが、当初計画から各学会の専門医資格が取得できるよう、適切なプログラムの策定が望まれます。

(様式7)

Q43 補助事業として実際にプログラムを開始できるのはいつからか。

A 補助事業として実際にプログラムを開始できるのは、補助金の交付内定日ですので、平成20年度の経費積算は平成20年9月（予定）以降に必要となる経費を計上してください。

(様式8)

Q44 巡回する指導医に手当を支給することは可能か。

A 特別指導手当、旅費等を指導医に支給することは可能です。

Q45 関連医療機関等で研修する場合に、研修環境整備を当該機関に支払うことは可能か。

A 遠隔教育システムなどの研修環境整備に必要な経費に対して支出することができま
す。この場合、当該大学病院においてシステムを購入し、設置場所を関連医療機関等
とします。

Q46 当該大学病院で研修する専門研修医に対して指導する指導医に手当を支給することは可能か。

A 当該大学病院で指導する医師に対して特別指導手当等を本補助金で支給することは
可能ですが、プログラムの規模や、予算、研修体制、指導医の勤務状況等を踏
まえて判断してください。その際には、関係する学内の規則等を定める必要がありま
す。

Q47 事業全体の財政支援期間は決まっているのか。

A 明確な財政支援期間は決めていないが、各プログラムの第1期事業計画期間として
は5年間で予定しています。

Q48 補助金基準額は事業の実施体制により調整されるとのことだが、どのような基準により調整されるのか。

A 専門研修医の受入数及び指導医の配置数、コースの設定数等の規模により調整する予定です。

Q49 申請時に予定していなかった組織改編等を行った場合は、補助金の受給は継続されるのか。

A 当初予定していなかった組織改編等を行うことで、補助事業の内容及び経費区分ごとに配分した額を変更するときは、変更承認申請書を文部科学省に提出してください。

3. その他

Q50 プログラムとコースの違いは何か。

A プログラムとは連携する大学病院・関連医療機関等で取組む全体のシステムのことをいいます。コースとはプログラムの中に設定されている人材養成システムのことをいいます。

Q51 評価はどのように行うのか。

A 公募要領の「7 評価等」(1) 評価に記載されていることなどを考えていますが具体的な内容は未定です。

Q52 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。

A 提出された申請書については、受付期間終了後の差し替えや訂正は認めません。

Q53 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいか。

A 消印有効ではありません。提出期限内に必着が条件ですので、定められた期間内に到着しないものについては受け付けません。